尾北民商
11月23日号
尾北民主商工会
TEL 0587-54-0524
FAx 0587-54-1390

見切り発車のマイナンバー制度は延期・中止しかない!

マイナンバー制度学習会に１０４人が参加！

会場いっぱい!　不安いっぱい!　疑問・質問もいっぱい!

11月11日の水曜日、尾北民主商工会は、江南市民文化会館において「マイナンバー制度学習会」を開催しました。平日の夜という時間帯にもかかわらず、104名が参加しました。比較的大きな会場は、ほぼ満席の状態になりました。講師は、名古屋法律事務所の倉知孝匡弁護士に来ていただきました。

主催者あいさつを行なった千田憲三会長は「マイナンバー制度はプライバシーを侵害し、国民を丸裸にするもの」「本当の狙いは、国民を監視、管理すること」と指摘しました。そして「マイナンバー制度とどう向き合うのか、どう対応するのかが、一人ひとりに問われている」と述べました。

講師の倉知弁護士は、最初に、マイナンバーを利用したい場合、どうしたらいいのかについて、政府の資料をもとに、番号の取得→利用→保管→破棄の各段階について、事業者としてやるべきことや留意点について説明しました。そして、その上でマイナンバー制度の危険性や問題点などについて話されました。また、「事業者は従業員から番号を聞き出さなければいけないのか」「番号を記載しなくても書類は受理されるのか」など、事前に寄せられた質問、疑問に丁寧に答えていただきました。

続いて、講義を受けての会場からの質問の時間に移りました。質疑・応答の時間では、どんどん質問が出され、のべ17名からの質問に答えられ、あっという間に時間が過ぎ延長になりました。

質問は「事業者としては、従業員のマイナンバーを取得したくないが、従業員から提示された場合に拒否できるのか」「内緒でアルバイトをしている人は、本当にできなくなるのか」などの問題から、「マイナンバーの税・社会保障以外の利用範囲は」「マイナンバー制度導入の本当の狙いは」など多岐にわたりました。

倉知弁護士は「マイナンバー制度がなくても行政上なんら問題はなく、費用対効果からも問題」「民間に大きなしわよせがいき、たくさんの問題を積み残している制度は反対」と述べました。そして、参加者からの質問に答えて「政権を脅かすぐらいの反対運動が起これば、イギリスのように制度の実施を中止させることができる」と強調しました。

最後に宇佐見晴海副会長が閉会のあいさつを行ない「見切り発車をしたマイナンバー制度は延期・中止以外にない」と運動への参加を呼びかけました。

各省庁の主な回答

内閣府

- 「個人番号カード」の取得は強制ではない。取得せずとも不利益はない。
- 従業員から番号提出を拒否された記録がなくても罰則はない。

国税庁

- 確定申告書に番号未記載でも受理し、罰則や不利益はない。番号を扱わないことで国税上の罰則や不利益はない。
- 窓口で本人確認ができず、番号通知がなくても申告書は受理する。

厚生労働省

- 労働保険の書類に番号の記載がなくても受理する。罰則や不利益はない。
- 労働保険事務組合が番号を扱わないことで罰則や不利益はない。

この学習会の会場で「マイナンバー制度の延期・中止を求める」請願署名が７２名分、集まりました。署名は、１１月１７日現在で1,804名分の到達となっています。さらに署名を集め、反対の運動を広げましょう。